

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

〔隔週水曜日発行〕

第881号

嶺北中央病院非常勤職員(嘱託員)の募集について

〔募集職種〕 守衛(当直業務を要す。)

〔採用人員〕 1名

〔採用予定日〕

平成26年4月1日(当初雇用期間:1年)

〔資格等〕 不問

〔年齢〕 65歳以下(まで)

〔給与〕

嶺北中央病院の嘱託員の報酬に関する要綱及び本山町臨時職員等に関する要綱による。

宿直業務:10,400円

日直業務:8,000円

期末手当(6月、12月)

〔申し込み〕

写真付き白筆履歴書を持参又は郵送

〔申し込み期限〕 2月20日(木)まで

(土・日・祝日は除く)

〔提出及び問い合わせ先〕

〒781-3600 本山町本山6220

嶺北中央病院 総務班

電話 76-2450

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

◇ 本山町公営住宅「吉野団地」の入居者を次のとおり公募します。

一、住宅の所在地 本山町吉野165番地1

二、公募戸数 1戸(木造平屋建)

三、1戸あたり床面積 約58・5平方メートル

四、間取り

和室(6畳1室)、洋室(6畳1室)、LDK

(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、電化住

宅(1H1K1Q、電気温水器)

五、家賃、敷金等

家賃 17,000円

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

その他 浄化槽管理費等共益費あり

駐車場 1台あり

屋外物置あり

◇ 本山町公営住宅「寺家団地」の入居者を次のとおり公募します。

一、住宅の所在地 本山町寺家449番地

二、公募戸数

1階1戸(鉄筋コンクリート二階建)

三、1戸あたり床面積 約58平方メートル

四、間取り

和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約

8畳)、浴室、トイレ(和式水洗)

五、家賃、敷金等

家賃 13,300円

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

その他 浄化槽管理費等共益費あり

◇ 本山町公営住宅「吉野第2団地」の入居者を次のとおり公募します。

一、住宅の所在地 本山町吉野406番地1

二、公募戸数

2階1戸(鉄筋コンクリート三階建)

三、1戸あたり床面積 約75平方メートル

四、間取り

和室(6畳2室)、洋室(約6畳1室)LD

K(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、物

置他

五、家賃、敷金等

家賃 17,100円

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

○公営住宅入居者の資格

・居住する住宅に困窮していることが明らかなき者

又はその者と同居しようとする親族がある者。

・所得月額が15万8千円以下であること。(ただし、

高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円

以下)所得月額の計算方法については、所得の種

類、家族構成等により異なりますので、詳細は、

お問い合わせ下さい。

・税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

○申込方法

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要

事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民

票、所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を

添付して、役場総務課へ提出して下さい。

○申し込み期限 2月26日(水)まで

【問い合わせ先】

役場総務課 電話 76-2223

農家のみなさんへ

農業機械の盗難防止について

近年、農業者が保有する農業機械の盗難被害が多発発生しています。盗難による被害を防止するためにも適正な保管等を行ってください。

① 徹底すべき対策

- ・農業機械にエンジンキーをさしたまま放置しないこと。
- ・田畑、農道等の住居から離れた場所やハウス内に農業機械を放置せず、農業機械を施設の上、施設された倉庫等に保管すること。

② 有効と考えられる対策

- ・農業機械に警報器、ハンドロック等の盗難防止用品を設置すること。
- ・倉庫等に、防犯灯(センサー付きライト)、防犯カメラ、防犯警報器等を設置すること。
- ・倉庫のシャッター前、敷地の出入口等、想定される通路にトラック等の損傷物を置くこと。

③ 盗難被害に対する備え

- ・農業機械の盗難に対して付保する保険等に加入すること。
- ・農業機械の車体番号が記載された書類を保管すること。

④ 盗難に遭った場合の対応

- ・速やかに農協の警報センターへ届け出るようにし、農協や販売店に情報提供すること。
- 〈参考〉：農業盗難防止対策(一般社団法人日本農業機械工業会ホームページ)

<http://www.jfmmar.jp/OCF.html>

【問い合わせ先】 まちづくり推進課産業振興班

電話 76-33916

お墓をしようするには許可が必要です

○墓地(お墓を建てる場所)をつくるには、個人墓地でも許可が必要です。

お墓を作るには、1)遺体の火葬等の許可とは別に「墓地の経営許可」が必要です。(墓地、埋葬等に関する法律第10条)

墓地をつくることのできるものは、原則として市町村、公益法人、宗教法人等とされており、個人がお墓をしようとは例外的で厳しい条件があります。くれぐれも無許可で勝手につくらないようにしてください。

個人墓地の条件は、

- 自己所有地であること
- 人家、学校、病院等から十分離れていること
- 隣接地の所有者の同意が得られていること

これ以外にも条件や他法令(農地法)などの規制もあります。

○「改葬」について

古いお墓から新しいお墓に遺骨を移すことを「改葬」といいます。

この「改葬」をしようにも許可が必要です。移す前に許可を受けなければいけません。「改葬」の許可は、古いお墓のある市町村長です。

墓地の許可申請等詳しくは「1」は「1」相談ください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76-21113

嶺北斎苑の施設使用料金の改正について

平成26年4月1日から施設使用料金を次のとおり改正します。

※改正内容

下記のとおり。

施設をご利用されま
す皆様方の、「理解
」協力を頂きますよう
よろしく願います。

【問い合わせ先】

嶺北広域行政事務組合
電話 76-31177

	構成町村(本山町・大豊町・土佐町)		管外(構成市町村以外)	
	大人(12歳以上)	小人(12歳未満)	大人(12歳以上)	小人(12歳未満)
現行	2万円	1万円	4万円	2万円
改正	3万円	2万円	6万円	3万円

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

○日時 2月20日(木) 午前10時～正午

○場所 役場一階市民相談室

【問い合わせ先】 行政相談員 曾我部 巧

自宅/本山町本山313番地8

電話 76-26087